

## 入札説明書

ごみ焼却施設解体工事施工監理業務委託

令和7年6月

香芝・王寺環境施設組合

# 入 札 説 明 書

入札公告に基づく事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

香芝・王寺環境施設組合（以下、「本組合」）、香芝市、王寺町（以下、「組合構成市町」という。）のいずれかにおいて、測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有し登録されている者のうち次に掲げる条件をすべて満たしたものとします。

- (1) 奈良県内に本店、支店または営業所を登録していること。
- (2) 建設コンサルタント登録規定による廃棄物部門を登録していること。
- (3) 同種業務を元請として受注した実績があること。

※同種業務とは、ごみ焼却施設解体工事施工監理業務実績で市町村（一部事務組合、広域連合を含む）が発注するごみ焼却施設解体工事施工監理業務の元請実績を複数件有すること

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 公告日から落札決定までの間に、本組合又は組合構成市町から入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (8) 対象業務に必要な資格を有する技術者を適正に確保できている者であること。

## 2 入札参加手続等

- (1) 一般競争入札への参加申込みについて

この入札に参加を希望する者は、下記により競争入札参加申込書を提出してください。  
入札公告に記載の期日までに参加申込書の提出がない場合は入札に参加できません。

- ・提出書類： 競争入札参加申込書【様式1】
- ・提出方法： 入札公告に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出してください。電子メール送信後、本組合事務所に電話にて受信確認を行ってください

い。

- ・ 確認結果 : 競争入札参加申込書【様式1】を審査し資格が確認でき次第、当該申込書に受付印を押印し電子メールにより回答します。確認できない場合も、電子メールによりその旨を回答します。
- ・ 添付資料 : 競争入札参加資格が確認できた方には、発注仕様書に記載する「添付資料リスト」に掲載されている資料のダウンロード用パスワードをメールにて送付いたしますので、本組合ホームページよりダウンロードしてください。なお、資料のお渡しに関して、当該資料が記録されている電子記録媒体（CD-R等）でのお渡しを希望される場合は、本組合事務局までお問い合わせください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書及び添付資料の提出について（事後審査）

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を実施しますので、一般競争入札参加資格確認申請書【様式2】及び添付資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を、次の通り提出してください。なお、参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

- ・ 提出方法 : 持参により提出してください。郵送、宅配便等による送付によるものは受け付けません。
- ・ 提出書類 : 一般競争入札参加資格確認申請書【様式2】  
一般競争入札参加資格確認申請書【様式2】に記載する添付資料
- ・ 提出場所 : 下記「8. 入札に関する問い合わせ先」記載のとおり

(3) その他

- ア 提出された競争入札参加申込書等は、落札者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供の対象となります。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
- ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。
- エ 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

### 3 入札の方法

(1) 郵便による入札

開札日前日までに〒639-0261 香芝市尼寺6 1 5 番地 香芝・王寺環境施設組合 事務局宛に一般書留又は簡易書留郵便で必着のこと。

注) 郵送日は開札日前日から10日前までの間とします。

(2) 開札の立ち会い

ア 入札参加者で、当該開札の立会いを希望する方は、各入札参加者につき1名に限り開札に立会うことができます。

イ 立会人は、入札参加者または入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。

この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることは出来ません。また、同一入札において、2者以上の代理人となることもできません。

ウ 立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合して下さい。

※委任状を持参しない代理人は、立会いをすることはできません。

(3) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となるものが、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

(4) 入札回数等

入札回数は、1回です。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札を行います。再度入札に付するときは、直ちに再度入札を行う旨を入札参加者に電話等により通知しますので、入札参加者は指定日までに入札書を郵送してください。

(5) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 香芝・王寺環境施設組合契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 本組合により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において指名停止及び工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

#### 5 落札候補者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で適正な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

#### 6 契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は香芝市、王寺町いず

れかの指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

## 7 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第 2 条 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たり、第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第 6 号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) 契約となる工事の取り止め、または変更等に伴い本業務委託の契約の取り止め、もしくは契約を変更する場合がある。

## 8 入札に関する問い合わせ先

〒639-0261 奈良県香芝市尼寺615番地

香芝・王寺環境施設組合

電話0745-76-4883